

事務連絡
令和4年1月28日

各都道府県消防防災主管部（局）
東京消防庁・各指定都市消防本部 } 御中

消防庁消防・救急課

「定年引上げに伴う条例例及び規則例等の整備の概要について」について

平素より、消防行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

総務省自治行政局公務員部公務員課及び給与能率推進室より、「定年引上げに伴う条例例及び規則例等の整備の概要について」（令和3年12月28日付け総行公第154号・総行給第81号総務省自治行政局公務員部公務員課長、総務省自治行政局公務員部給与能率推進室長通知）が発出されましたので、情報提供いたします。

各都道府県におかれては、貴都道府県管内の消防本部に対してもこの旨周知願います。

（別添資料）

- 「定年引上げに伴う条例例及び規則例等の整備の概要について」（令和3年12月28日付け総行公第154号・総行給第81号総務省自治行政局公務員部公務員課長、総務省自治行政局公務員部給与能率推進室長通知）

総行公第154号
総行給第81号
令和3年12月28日

各都道府県総務部長
（人事担当課、市町村担当課、区政課扱い）
各指定都市総務局長
（人事担当課扱い）
各人事委員会事務局長

殿

総務省自治行政局公務員部公務員課長（公印省略）
総務省自治行政局公務員部給与能率推進室長（公印省略）

定年引上げに伴う条例例及び規則例等の整備の概要について

地方公務員の定年引上げとこれに伴う管理監督職勤務上限年齢制、定年前再任用短時間勤務制及び情報提供意思確認制度の導入、暫定再任用制度の措置並びに60歳以上の職員の給与の取扱い等に関しては、令和3年6月11日付け総行公第47号総務大臣通知及び令和3年8月31日付け総行公第89号ほか総務省自治行政局公務員部長通知によりお知らせしたところですが、制度改正に伴い必要となる条例及び人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、公平委員会規則又は地方公共団体の規則。以下同じ。）の規定の整備の例に関し、下記のとおり、その概要をお知らせします。各地方公共団体におかれては、本通知を活用し、令和5年4月1日の施行に向けて、定年引上げを円滑に実施できるよう準備を進めていただくようお願いいたします。

なお、改正条例例及び改正規則例等については、定年引上げに関する人事院規則等の公布後にその内容を踏まえて提供する予定である旨申し添えます。

各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の市区町村、一部事務組合及び広域連合等（以下「市区町村等」という。）に対してもこの旨周知いただきますようお願いいたします。なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、市区町村等に対して本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

本通知は、地方公務員法第59条（技術的助言）、地方自治法第245条の4（技術的な助言）及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第2条（実施のための準備等）に基づくものです。

記

I 定年、勤務延長関係

- 1 職員の定年等に関する条例（案）（昭和56年10月8日自治公一第46号。以下「定年条例案」という。）第3条（定年）について、定年を年齢65年と改めること。また、これに伴い、現行の65歳以下の特例定年を定める規定を削除したうえで（ただし、定年引上げ期間中の特例定年の経過措置について、附則に3②の規定を置くこと。）、改正法による改正後の地方公務員法（以下「新法」という。）第28条の6第3項に基づく特例定年を設定しようとする職員がいれば規定を新設すること。併せて別表第1及び第2について必要な改正を行うこと。

〈参考〉

国においては、国家公務員法等の一部を改正する法律（令和3年法律第61号。以下「国家公務員法等改正法」という。）第1条による改正後の国家公務員法（以下「新国家公務員法」という。）第81条の6第2項ただし書の規定に基づき70歳の特例定年が措置される予定の職員として、以下に掲げる施設等に勤務し、医療業務に従事する医師及び歯科医師（地方厚生局、地方厚生支局及び国の行政機関の内部部局（これに相当するものを含む。）に置かれた医療業務を担当する部署にあっては、人事院が定める医師又は歯科医師に限る。）がある。

- ・ 刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所又は婦人補導院
- ・ 入国者収容所又は地方出入国在留管理局
- ・ 国立ハンセン病療養所
- ・ 地方厚生局又は地方厚生支局
- ・ 国の行政機関の内部部局（これに相当するものを含む。）に置かれた医療業務を担当する部署

- 2 定年条例案第4条（定年による退職の特例）について、特例任用対象職員で定年退職日に管理監督職職員である者の勤務延長については、新法第28条の5第1項又は第2項に基づく特例任用を行った場合に限るものとするなど、新法第28条の7を踏まえた内容とすること。

- 3 附則に以下の規定（定年引上げ期間中の定年・特例定年の経過措置）を追加すること。

- ① 令和5年度から12年度までの間における定年について、国の職員の定年（新国家公務員法附則第8条第1項）を基準として、以下のとおりとすること。（新法附則第21項関係）

令和5・6年度	令和7・8年度	令和9・10年度	令和11・12年度
61歳	62歳	63歳	64歳

- ② 現行の特例定年職員であって、I1相当規定に基づく特例定年の対象としない者がいる場合、令和5年度から12年度までの間における定年について、国の職員の定年（新国家公務員法附則第8条第2項から第4項まで）を基準として、以下の

とおりとすること。(同)

対象職員	令和5・6年度	令和7・8年度	令和9～12年度
現行62歳の特例定年職員	62歳		原則定年と同じ
現行63歳の特例定年職員	63歳	63歳	
現行65歳の特例定年職員	65歳	65歳	65歳

*「原則定年」は、①の定年を指す。

- ③ 現行の65歳特例定年職員であって、I1相当規定に基づいて70歳の特例定年の対象とする者がいる場合、令和5年度から12年度までの間における定年について、国の職員の定年（新国家公務員法附則第8条第1項）との権衡を失しないよう、以下のとおりとすること。（新法附則第22項関係）

令和5・6年度	令和7・8年度	令和9・10年度	令和11・12年度
66歳	67歳	68歳	69歳

4 改正条例の附則として以下の規定を置くこと。

- ① 改正法による改正前の地方公務員法（以下「旧法」という。）の規定による勤務延長職員について、I2相当規定の各号に掲げる事由があると認めるときは、1年以内でその期限を延長することができるが、当該期限は、当該職員に係る旧法に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができないことを定めること。（改正法附則第3条第6項関係）

- ② 改正条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和14年3月31日までの間における勤務延長について、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から翌年の3月31日までの間、基準日における新法の規定に基づく定年（以下「新法定年」という。）が基準日の前日における新法定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧法の規定に基づく定年（以下「旧法定年」という。）を超える職（基準日における新法定年が1（定年引上げ期間中にある場合は3①）に規定する定年である職に限る。））及びこれに相当する基準日以後に新たに設置されたその他の人事委員会規則で定める職^{*2}に、基準日から翌年の3月31日までの間における勤務延長職員のうち、基準日の前日における当該職の定年に達している職員（当該人事委員会規則で定める職^{*3}）を、昇任し、降任し、又は転任することができないことを定めること^{*1}。ただし、次に掲げる場合は、この限りでないことを定めること。

(ア) 勤務延長職員を、法令の改廃による組織の変更等により、勤務延長に係る職の業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする職に昇任し、降任し、又は転任する場合

(イ) 退職をする職員を、人事管理上の必要性に鑑み、当該退職の日に限り臨時的

に置かれる職に転任する場合

(同条第8項関係)

※1 定年引上げ年度の前年度までに一旦引上げ前の定年に達している者が勤務延長後に定年が引上げられた職に転任等を行うことはできない趣旨。

※2 これに相当する職があれば、既存の人事委員会規則又は新規の人事委員会規則において定めること。なお、国における同趣旨の規定である、新国家公務員法附則第3条第9項の人事院規則で定める官職は、次に掲げる官職のうち、当該官職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新国家公務員法定年が基準日の前日における新国家公務員法定年（同日が令和5年3月31日である場合には、旧国家公務員法第81条の2第2項に規定する定年に準じた年齢）を超える官職（当該官職に係る定年が新国家公務員法第81条の6第2項本文に規定する定年である官職に限る。）とすることが予定されている。

- ・ 基準日以後に新たに設置された官職
- ・ 基準日以後に法令の改廃による組織の変更等により名称が変更された官職

※3 ※2の定めを置いた場合には、当該職への昇任等ができない職員を人事委員会規則において定めること。なお、国における同趣旨の規定である、新国家公務員法附則第3条第9項の人事院規則で定める職員は、新国家公務員法附則第3条第9項に規定する官職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該官職に係る新国家公務員法定年（同日が令和5年3月31日である場合には、旧国家公務員法第81条の2第2項に規定する定年に準じた年齢）に達している職員とすることが予定されている。

③ ①による勤務延長に関し、職員の同意、期限の繰上げ及び規則への委任について、2と同様に定めること。（同条第9項関係）

II 管理監督職勤務上限年齢による降任等関係（条例事項）

1 新法第28条の2第1項に規定する管理監督職について、地方自治法第204条第2項に規定する管理職手当を支給される職員の職及びこれに準ずる職を定めるとともに、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮を払ったうえで、その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることによりこの条の規定を適用することが著しく不相当と認められる職として除くべき職があれば併せて定めること。

〈参考〉

- ①国において管理監督職に含まれる官職として予定しているものは以下のとおり。
- ・ 内閣官房の室長に準ずる官職として人事院が定める官職
 - ・ 総務省の内部部局の室長に準ずる官職として人事院が定める官職

- ・ 刑務所又は拘置所の看護課長、看護第一課長及び看護第二課長
- ・ 大使館又は政府代表部の参事官並びに総領事館の総領事及び領事のうち、行政職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるものの官職
- ・ 税関又は沖縄地区税関の課長に準ずる官職として人事院が定める官職
- ・ 国税局又は沖縄国税事務所の課長に準ずる官職として人事院が定める官職
- ・ 植物防疫所若しくは那覇植物防疫事務所の統括植物検疫官又は動物検疫所若しくは動物検疫所支所の課長に準ずる官職として人事院が定める官職
- ・ 地方整備局事務所の課長、北海道開発局の課長又は北海道開発局開発建設部の課長に準ずる官職として人事院が定める官職並びに地方運輸局運輸支局の首席運輸企画専門官、地方運輸局又は地方運輸局運輸支局の海事事務所の首席運輸企画専門官、地方運輸局運輸支局の首席海事技術専門官及び運輸監部又は地方運輸局運輸支局の海事事務所の首席海事技術専門官
- ・ 海上保安学校の部長に準ずる官職として人事院が定める官職
- ・ 行政職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるものの官職のうち人事院が定める官職
- ・ 専門行政職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるものの官職のうち人事院が定める官職
- ・ 公安職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものの官職のうち人事院が定める官職
- ・ 公安職俸給表(二)の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるものの官職のうち人事院が定める官職
- ・ 次に掲げる職員が占める官職であって、臨時的に置かれる官職（人事管理上の必要性に鑑み、当該職員の退職の日に限り臨時的に置かれる官職及び管理監督職から除かれる官職のうち一部の官職（② I 1※の官職（特例定年を措置する予定の官職）～地方環境事務所の国立公園調整官）若しくは管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職（新国家公務員法第81条の2第1項に規定する管理監督職をいう。以下同じ。）への昇任若しくは転任が予定されている職員又は任命権者の要請に応じ特別職に属する国家公務員となることが予定されている職員を引き続き任用するため、人事管理上の必要性に鑑み、14日を超えない期間内（人事管理上特に必要と認める場合は必要と認める期間内）において臨時的に置かれる官職を除く。）
 - 行政職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの
 - 専門行政職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの
 - 税務職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの
 - 公安職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの
 - 公安職俸給表(二)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの
 - 海事職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの
 - 教育職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が4級以上であるもの
 - 研究職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの
 - 医療職俸給表(二)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの
 - 医療職俸給表(三)の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの
 - 福祉職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの
- ・ 行政執行法人の官職のうち、俸給の特別調整額支給官職に相当する官職として人事院が定める官職
- ・ 上記に掲げる官職のほか、これらに相当する官職として人事院が定める官職

②国において管理監督職から除かれる官職として予定しているものは以下のとおり。

- ・ I 1※の官職（特例定年を措置する予定の官職）
- ・ 病院、療養所、診療所その他の国の部局又は機関に勤務し、医療業務に従事する医師及び歯科医師が占める官職（I 1※の官職を除く。）
- ・ 研究所、試験所等の長で人事院が定める官職
- ・ 迎賓館長
- ・ 宮内庁次長
- ・ 金融庁長官

- ・ 国税不服審判所長
- ・ 海難審判所の審判官及び理事官
- ・ 運輸安全委員会事務局の船舶事故及びその兆候に関する調査をその職務の内容とする事故調査官で人事院が定める官職
- ・ 地方環境事務所の国立公園調整官
- ・ 研究職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が3級であるものの官職
- ・ 指定職俸給表の適用を受ける職員が占める官職であって、次に掲げるもの
 - 人事管理上の必要性に鑑み、当該職員の退職の日に限り臨時的に置かれる官職
 - 上記に掲げる官職のうち一部の官職（② I 1 ※の官職（特例定年を措置する予定の官職）～国税不服審判所長）若しくは管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職への昇任若しくは転任が予定されている職員又は任命権者の要請に応じ特別職に属する国家公務員となることが予定されている職員を引き続き任用するため、人事管理上の必要性に鑑み、14日を超えない期間内（人事管理上特に必要と認める場合は必要と認める期間内）において臨時的に置かれる官職
- ・ 上記に掲げる官職のほか、職務と責任の特殊性により法第81条の2の規定を適用することが著しく不相当と認められる官職として人事院が定める官職

等

2 管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とすること。ただし、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮を払ったうえで、その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより管理監督職勤務上限年齢を60歳とすることが著しく不相当と認められる職（現行61～64歳の特例定年が措置されている職等）については、61歳～64歳の範囲内において管理監督職勤務上限年齢を措置することが考えられるものであること。（新法第28条の2第2項関係）

〈参考〉

国において管理監督職勤務上限年齢を62歳とする官職として予定しているものは以下のとおり。

- ・ 事務次官（外交領事事務に従事する職員で人事院が定めるものが占める場合を除く。以下同じ。）、会計検査院事務総長、人事院事務総長及び内閣法制次長
- ・ 外局（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第3項の庁に限る。以下同じ。）の長官、警察庁長官及び消費者庁長官
- ・ 会計検査院事務総局次長、内閣衛星情報センター所長、内閣審議官のうちその職務と責任が事務次官又は外局の長官に相当するものとして人事院が定める官職、内閣府審議官、地方創生推進事務局長、知的財産戦略推進事務局長、科学技術・イノベーション推進事務局長、公正取引委員会事務総長、警察庁次長、警視總監、カジノ管理委員会事務局長、金融国際審議官、デジタル審議官、総務審議官、外務審議官（外交領事事務に従事する職員で人事院が定めるものが占める場合を除く。）、財務官、文部科学審議官、厚生労働審議官、医務技監、農林水産審議官、経済産業審議官、技監、国土交通審議官、地球環境審議官及び原子力規制庁長官

国において管理監督職勤務上限年齢を63歳とする官職として予定しているものは以下のとおり。

- ・ 研究所、試験所等の副所長（これに相当する官職を含む。）で人事院が定める官職
- ・ 宮内庁の内部部局の官職のうち、次に掲げる官職
 - 式部副長及び式部官
 - 首席楽長、楽長及び楽長補
 - 主膳長
 - 主厨長

- ・ 在外公館に勤務する職員及び外務省本省に勤務し外交領事事務に従事する職員で人事院が定めるものが占める官職
- ・ 海技試験官

3 新法第28条の2第4項に規定する任命権者が遵守すべき基準については、以下の内容を定めること。

(ア) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任等をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。

(イ) 人事の計画その他の事情※を考慮した上で、他の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

※ 「その他の事情」には、例えば、当該職員が占めていた管理監督職と職務内容が相互に類似する職群の範囲や、当該職員が有する他の職への降任等についての意向、勤務地、職務内容等を勘案した上で降任等を行うべき職の状況が含まれ、「できる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと」には、(ウ)において上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に降任等を行う場合に、当該下位の職制上の段階のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に当該職員を降任等を行うことが含まれる。

(ウ) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下「上位職職員」という。）の他の職への降任等も行う場合には、(ア)に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

4 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、以下に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができることを定めること。（新法第28条の5第1項関係）

(ア) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

(イ) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、又は当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の他の

職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

- 5 任命権者は、4又はこの事項により異動期間が延長された管理監督職を占める職員について、4に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができることを定めること。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができないことを定めること。（新法第28条の5第2項関係）
- 6 任命権者は、4により異動期間を延長することができる場合を除き、特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該職員の他の職への降任等により、特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、管理監督職を現に占める職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずる事由があるときは、引き続き当該職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができることを定めること。（新法第28条の5第3項関係）
- 7 任命権者は、4若しくは5により異動期間が延長された管理監督職を占める職員について6に規定する事由があると認めるとき（5により延長された当該異動期間を更に延長することができることを除く。）、又は6若しくはこの事項により異動期間が延長された管理監督職を占める職員について、6に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができることを定めること。（新法第28条の5第4項関係）
- 8 6又は7により管理監督職群に属する管理監督職を占める職員のうちいずれをその異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任するかは、任命権者が、人事評価の結果、人事の計画その他の事情を考慮した上で、最も適任と認められる職員を、公正に判断して定めるものとすることを定めること。

(新法第28条の5第5項関係)

9 任命権者は、4～7により異動期間を延長する場合及び6により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならないことを定めること。(新法第28条の5第5項関係)

10 任命権者は、4～7により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとすることを定めること。(新法第28条の5第5項関係)

11 4～7を実施するために必要な手続は、人事委員会規則で規定することを定めること。(新法第28条の5第5項関係)

III 管理監督職勤務上限年齢による降任等関係(規則事項)

1 新法第28条の5第3項に規定する「人事委員会規則(人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則)で定める管理監督職」について、職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他特別の事情がある管理監督職を定めること。

(参考)

国において新国家公務員法第81条の5第3項に規定する「人事院規則で定める管理監督職」として予定されているものは以下のとおり。

- ・ 管区行政評価局等の特定管理監督職群
管区行政評価局の総務行政相談部長、評価監視部長及び地域総括評価官並びに沖縄行政評価事務所の所長並びに四国行政評価支局の総務行政相談管理官、地域総括評価官及び評価監視部長並びに行政評価事務所の所長
- ・ 総合通信局等の特定管理監督職群
総務省の内部部局の室長、企画官及び調査官(いずれも人事院が定める官職に限る。)並びに情報通信政策研究所の部長及び課長並びに総合通信局の部長、次長、課長、信書便監理官、室長及び人事院が定める官職並びに沖縄総合通信事務所の次長、課長、信書便監理官及び室長
- ・ 矯正管区等の特定管理監督職群
矯正管区の管区監査官、矯正就労支援情報センター室長、課長、管区調査官、成人矯正調整官及び少年矯正調整官並びに刑務所若しくは少年刑務所又は拘置所の支所長、課長(公安職俸給表(-)の適用を受ける職員が占める官職(支所に属する官職を除く。)に限る。)及び上席統括矯正処遇官並びに少年院又は少年鑑別所の庶務課長及び統括専門官
- ・ 国税局等の特定管理監督職群
国税局の部長、統括国税管理官、主任国税管理官、統括国税調査官、統括国税徴収官及び統括国税査察官並びに沖縄国税事務所の統括国税徴収官、統括国税管理官及び主任国税管理官並びに税務署の署長、副署長、特別国税徴収官、特別国税調査官、特別国税徴収官、特別国税調査官、統括国税徴収官、統括国税調査官及び酒類指導官並びに人事院が定める官職
- ・ 都道府県労働局等の特定管理監督職群
都道府県労働局の雇用環境・均等部長、雇用環境・均等室長並びに総務部、雇用環境・均等部、雇用環境・均等室、労働基準部及び職業安定部の課長及び室長(雇用環境・均等

- 室長を除く。)並びに労働基準監督署の署長及び支署長並びに公共職業安定所の所長
- ・ 北海道運輸局等の特定管理監督職群
 - 北海道運輸局の技術・防災課長、安全指導課長、首席自動車監査官及び整備・保安課長並びに北海道運輸局札幌運輸支局又は北海道運輸局旭川運輸支局の首席陸運技術専門官
- ・ 四国運輸局等の特定管理監督職群
 - 四国運輸局の自動車技術安全部長、技術・安全課長、首席鉄道安全監査官、安全指導推進官、整備・保安課長、技術課長及び保安・環境調整官並びに四国運輸局運輸支局の次長
- ・ 地方航空局等の特定管理監督職群
 - 国土交通省の内部部局の首席運航審査官、首席航空従事者試験官及び次席飛行検査官並びに地方航空局の先任運航審査官及び先任航空従事者試験官
- ・ 管区海上保安本部等の特定管理監督職群
 - 管区海上保安本部の情報管理官、会計管理官、部次長、技術管理官、企画調整官、課長、海洋情報企画調整官及び交通企画調整官並びに海上保安署の署長並びに人事院が定める官職
- ・ 環境省の内部部局等の特定管理監督職群
 - 環境省の内部部局の千鳥ヶ淵戦没者墓苑管理事務所長並びに地方環境事務所の総務課長、資源循環課長及び環境対策課長並びに環境調査研修所の庶務課長、国立水俣病総合研究センター総務課長並びに人事院が定める官職
- ・ 福島地方環境事務所の特定管理監督職群
 - 福島地方環境事務所の廃棄物対策課長及び支所長
- ・ 地方環境事務所の特定管理監督職群
 - 地方環境事務所の国立公園課長、野生生物課長、自然環境整備課長及び統括自然保護企画官

2 上記のほか、手続に関する事項について必要な規定を置く可能性があること。

IV 定年前再任用短時間勤務制関係（条例事項）

1 任命権者は、年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下同じ。）に採用することができることを定めること。ただし、条例年齢以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合におけるI1相当規定に規定する定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでないことを定めること。
（新法第22条の4第1項関係）

2 任命権者は、定年前再任用を行うに当たっては、あらかじめ、定年前再任用をされることを希望する者（以下「定年前再任用希望者」という。）に次に掲げる事項を明示し、その同意を得なければならないことを定めること。また、当該定年前再任用希望者の定年前再任用までの間に、明示した事項の内容を変更する場合も、同

様とすることを併せて定めること。

- (ア) 定年前再任用を行う職に係る職務内容
- (イ) 定年前再任用を行う日
- (ウ) 定年前再任用に係る勤務地
- (エ) 定年前再任用をされた場合の給与
- (オ) 定年前再任用をされた場合の一週間当たりの勤務時間
- (カ) (ア)～(オ)のほか、任命権者が必要と認める事項

3 組合（新法第22条の5第1項に規定する地方公共団体の組合をいう。以下この条において同じ。）を組織する任命権者（同項に規定する地方公共団体の任命権者をいう。）は、1本文によるほか、当該組合の条例年齢以上退職者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができることを定めること。ただし、条例年齢以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日を経過した者であるときは、この限りでないことを定めること。（新法第22条の5関係）

※ 地方公共団体の組合にあっては、当該組合を組織する地方公共団体の退職者の定年前再任用について、同様の規定を置くこと。

4 定年前再任用短時間勤務職員等に関する経過措置について、改正条例の附則に、任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この事項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における定年相当年齢（1に規定する短時間勤務の職（以下「短時間勤務の職」という。）を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合におけるI1相当規定に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における定年相当年齢がI1相当規定に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の人事委員会規則で定める短時間勤務の職（以下「原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新法による年齢60年以上退職者（基準日前からI1相当規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る定年相当年齢に達している者（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあっては、人事委員会規則で定める者）を、1により採用することができず、定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあっては、人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職

員)を、昇任し、降任し、又は転任することができないことを定めること。(改正法附則第3条第2項関係)

※ 定年引上げ年度の前年度までに一旦引上げ前の定年に達している者については、原則として定年が引上げられた職で定年前再任用短時間勤務職員となることができない趣旨。

5 改正条例の附則に、本改正に伴う以下の他条例改正規定を置くこと。

① 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(案)(平成6年8月5日自治能第65号別紙)について、第2条第3項の規定を定年前再任用短時間勤務職員に関する規定に改めるなど、必要な改正を行うこと。

V 定年前再任用短時間勤務制関係(規則事項)

1 新法第22条の4第1項(及び第22条の5第1項 ※地方公共団体の組合にあっては第22条の5第2項)に規定する人事委員会規則で定める情報について、定年前再任用希望者についての以下の情報を定めること。

(ア) 能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績

(イ) 定年前再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他定年前再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

2 附則に、IV4の「人事委員会規則で定める短時間勤務の職」、「人事委員会規則で定める者」及び「人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員」を定めること。

※ なお、国において、新国家公務員法附則第3条第2項の「人事院規則で定める短時間勤務の官職」、「人事院規則で定める者」及び「人事院規則で定める定年前再任用短時間勤務職員」は以下の内容が予定されている。

・ 「人事院規則で定める短時間勤務の官職」：次に掲げる官職のうち、当該官職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新国家公務員法定年相当年齢が基準日の前日における新国家公務員法定年相当年齢を超える短時間勤務の官職(当該官職に係る新国家公務員法定年相当年齢が新国家公務員法第81条の6第2項本文に規定する定年である短時間勤務の官職に限る。)

➤ 基準日以後に新たに設置された短時間勤務の官職

➤ 基準日以後に法令の改廃による組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の官職

・ 「人事院規則で定める者」：前述の官職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該官職に係る新国家公務員法定年相当

年齢に達している者

- ・ 「人事院規則で定める定年前再任用短時間勤務職員」：前述の官職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該官職に係る新国家公務員法定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員

VI 情報提供・意思確認関係

- 1 職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員、I1相当規定に基づき65歳を超える特例定年を設定する職員並びに旧法第28条の2第3項に基づき65歳の特例定年を設定された職員を除く。）が年齢60年（管理監督職勤務上限年齢が60歳超の職を占める職員にあつては当該管理監督職勤務上限年齢とする。）に達する年度の前年度（当該前年度に職員でなかった者で、当該前年度の末日後に採用された職員にあつては、採用された日から同日の属する年度の末日までの間とし、異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度とする。）とする。）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容等を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとするを定めること。
（新法附則第23項関係）

- 2 1により職員に提供する情報は、以下の情報（(ア)、(ウ)及び(エ)の情報にあつては、当該職員が年齢60年等に達した日以後に適用される措置に関する情報に限る。）とすることを定めること。

(ア) II 4～7による管理監督職勤務上限年齢による降任等に関する情報

(イ) IV 1（及び3）による定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の任用に関する情報

(ウ) IX 1～1 1による年齢60年等に達した日以後における最初の4月1日以後の当該職員の給料月額を引き下げる給与に関する特例措置に関する情報

(エ) X 7 ①・②による当該職員が年齢60年等に達した日からI 1の定年に達する日の前日までの間に非違によることなく退職をした場合における退職手当の基本額を当該職員が当該退職をした日に同項I 1により退職をしたものと仮定した場合における額と同額とする退職手当に関する特例措置に関する情報

(オ) (ア)～(エ)のほか、1により勤務の意思を確認するため必要であると任命権者が認める情報

- 3 任命権者は、1により職員の勤務の意思を確認する場合は、そのための期間を十分に確保するよう努めなければならないことを定めること。また、勤務の意思の確

認においては、以下の事項を確認することを併せて定めること。

- (ア) 引き続き常勤勤務を要する官職を占める職員として勤務する意思
- (イ) 年齢60年等に達する日以後の退職の意思
- (ウ) 定年前再任用短時間勤務職員として勤務する意向
- (エ) その他任命権者が必要と認める事項

4 改正条例の附則において、改正法附則第2条第3項に規定する「条例で定める年齢」を年齢60年と定めること。

※ 改正法附則第2条第3項の規定により施行日前に情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき職員の対象に関し、その対象年齢を1と同様に定める趣旨であることから、この規定については改正条例の公布日に施行する必要があること（XI参照）。

VII 暫定再任用職員関係（条例事項）

1 改正法附則第4条から第7条までの規定に基づく再任用（以下「暫定再任用」という。）について、以下のとおり定めること。（改正法附則第4条関係）

① (ア)～(エ)に掲げる施行日前退職者のうち、年齢65年（特定年齢）に達する日以後における最初の3月31日（特定年齢到達年度の末日）までの間にある者であって、採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧法定年（施行日以後に設置された職等にあつては、旧法定年に相当する年齢）に達している者を、人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年以下の任期でその職に採用することができる旨定めること。

- (ア) 施行日前に定年退職した者
- (イ) 旧法等の規定により勤務延長された後退職した者
- (ウ) 25年以上勤続して退職した者であつて退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの
- (エ) 25年以上勤続して退職した者であつて退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に暫定再任用又は旧法の規定による再任用をされたことがあるもの

② 令和14年3月31日までの間、(ア)～(オ)に掲げる施行日以後退職者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、採用しようとする常時勤務を要する職に係る新法定年に達している者を、人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年以下の任期でその職に採用することができる旨定めること。

- (ア) 施行日以後に定年退職した者
- (イ) 施行日以後に勤務延長された後退職した者
- (ウ) 施行日以後に定年前再任用短時間勤務職員としての任期を満了して退職した

者

- (エ) 25年以上勤続して退職した者であって退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの
- (オ) 25年以上勤続して退職した者であって当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に暫定再任用をされたことがあるもの

- ③ ①・②の任期について更新（再更新を含む。以下同じ。）することができるが、その任期の末日は特定年齢到達年度の末日以前でなければならないことを定めること。
- ④ ③の任期の更新は、当該更新直前の任期における勤務成績が良好である場合に行うことができるものとするを定めること。
- ⑤ 任命権者は、③の任期の更新を行う場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならないことを定めること。

2 （地方公共団体の組合以外の地方公共団体の場合※）任命権者（改正法附則第5条第1項に規定する地方公共団体の任命権者をいう。以下この条において同じ。）による組合（改正法附則第5条第1項に規定する地方公共団体の任命権者をいう。以下この条において同じ。）の退職者の常時勤務を要する職への暫定再任用について、以下の内容を定めること。（改正法附則第5条関係）

※ 地方公共団体の組合にあつては、当該組合を組織する地方公共団体の退職者の暫定再任用について、同様の規定を置くこと。

- ① 1①(ア)～(エ)に掲げる施行日前退職者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧法定年（施行日以後に設置された職等にあつては、旧法定年に相当する年齢）に達している者を、人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年以下の任期でその職に採用することができる旨定めること。
- ② 令和14年3月31日までの間、1②(ア)～(オ)に掲げる施行日以後退職者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、採用しようとする常時勤務を要する職に係る新法定年に達している者を、人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年以下の任期でその職に採用することができる旨定めること。
- ③ ①・②の場合について、1③～⑤と同様の内容を定めること。

3 短時間勤務の職への暫定再任用について、以下の内容を定めること。（改正法附

則第6条関係)

① 1①(ア)～(エ)に掲げる施行日前退職者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、採用しようとする短時間勤務の職に係る旧地方公務員法定年相当年齢（改正法附則第6条第1項に規定する旧地方公務員法定年相当年齢をいう。以下同じ。）（施行日以後に設置された職等にあつては、旧地方公務員法定年相当年齢に相当する年齢）に達している者を、人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年以下の任期でその職に採用することができる旨定めること。

② 令和14年3月31日までの間、1②(ア)～(オ)に掲げる施行日以後退職者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、採用しようとする短時間勤務の職に係る新地方公務員法定年相当年齢（改正法附則第6条第2項に規定する新地方公務員法定年相当年齢をいう。以下同じ。）に達している者（IV1の規定により当該職に採用することができる者を除く。）を、人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年以下の任期でその職に採用することができる旨定めること。

③ ①・②の場合について、1③～⑤と同様の内容を定めること。

4 （地方公共団体の組合以外の地方公共団体の場合※）任命権者（改正法附則第7条第1項に規定する地方公共団体の任命権者をいう。以下この条において同じ。）による組合（改正法附則第7条第1項に規定する地方公共団体の任命権者をいう。以下この条において同じ。）の退職者の短時間勤務の職への暫定再任用について、以下の内容を定めること。（改正法附則第7条関係）

※ 地方公共団体の組合にあつては、当該組合を組織する地方公共団体の退職者の暫定再任用について、同様の規定を置くこと。

① 1①(ア)～(エ)に掲げる施行日前退職者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、採用しようとする短時間勤務の職に係る旧地方公務員法定年相当年齢（施行日以後に設置された職等にあつては、旧地方公務員法定年相当年齢に相当する年齢）に達している者を、人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年以下の任期でその職に採用することができる旨定めること。

② 令和14年3月31日までの間、1②(ア)～(オ)に掲げる施行日以後退職者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、採用しようとする短時間勤務の職に係る新地方公務員法定年相当年齢に達している者（IV3により当該職に採用することができる者を除く。）を、人事委員会規則で定める情報に基づく選考

により、1年以下の任期でその職に採用することができる旨定めること。

③ ①・②の場合について、1③～⑤と同様の内容を定めること。

5 改正法附則第8条第3項及び第8条第4項により読み替えて適用する新法第22条の4第4項に規定する「条例で定める職」及び「条例で定める年齢」を定めること。

※ 施行日前に採用された暫定再任用職員のうち、対象職の旧法定年に達していない者について当該職に昇任等を行うことができないことを定める法律の規定を受けて、旧法定年が定まっていない職につき、その職及び旧法定年に相当する年齢を定める趣旨。

6 改正法附則第8条第5項に規定する「条例で定める職」及び「条例で定める者」を定めること。

※ 定年引上げ期間中における引上げ年度前後における暫定再任用に関する定年年齢の取扱いを定める法律の規定を受けて、引上げ前定年が定まっていない職につき、その職及び暫定再任用の対象となる者を定める趣旨。

7 任命権者は、暫定再任用を行うに当たっては、あらかじめ、暫定再任用をされることを希望する者に、次に掲げる事項を明示することを定めること。

- (ア) 暫定再任用を行う官職に係る職務内容
- (イ) 暫定再任用を行う日及び任期の末日
- (ウ) 暫定再任用に係る勤務地
- (エ) 暫定再任用をされた場合の給与
- (オ) 暫定再任用をされた場合の一週間当たりの勤務時間
- (カ) (ア)～(オ)のほか、任命権者が必要と認める事項

8 職員の再任用に関する条例（案）（平成11年10月29日自治高第9号別紙）の規定は廃止又は削除すること。

VIII 暫定再任用職員関係（規則事項）

1 改正法附則第4条から第7条までに規定する「人事委員会規則で定める情報」（暫定再任用職員の採用に係る選考に用いる情報）を以下のとおり定めること。

- (ア) 能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
- (イ) 暫定再任用をしようとする職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他暫定再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

IX 給料関係

- 1 当分の間、職員の給料月額、当該職員が60歳（定年引上げ前の定年年齢が60歳を超え64歳を超えない年齢とされている職員に相当する職員については、当該定年の年齢）に達した日後における最初の4月1日（以下「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額とすること。（国家公務員法等改正法第2条による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（以下「新一般職給与法」という。）附則第8項相当）
- 2 1の規定は、以下については適用しないこととすること。（新一般職給与法附則第9項相当）
 - ① 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
 - ② 定年引上げ前の定年年齢が65歳とされている職員
 - ③ 管理監督職を占める職員のうち、II4又は5の規定により異動期間が延長された職員
 - ④ I1の規定により65歳を超える特例定年が設定されている職を占める職員
 - ⑤ I2の規定により勤務延長されている職員（定年退職日において1の規定が適用されていた職員を除く。）
- 3 新法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に1の規定により当該職員の受ける給料月額（以下「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（以下「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、1の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給すること。（新一般職給与法附則第10項相当）
- 4 3の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合においては、当分の間、特定日以後、1の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額との差額に相当する額を給料として支給すること。（新一般職給与法附則第11項相当）
- 5 国家公務員法等改正法第7条による改正後の警察法（以下「新警察法」という。）

第56条の4第1項の規定により、特定地方警務官（警視正以上の階級にある都道府県警察の警察官のうち、その属する都道府県警察において巡査の階級から順次警視の階級まで昇任し、引き続き地方警務官となった者及びこれに準ずるものとして国家公安委員会規則で定める者をいう。以下同じ。）としての在職に引き続き、その属する都道府県警察の警視以下の階級にある警察官に任命（以下「特定任命」という。）された職員のうち、特定日給料月額が、当該特定任命をされた日の前日に当該職員が適用を受けていた新一般職給与法第6条に規定する公安職俸給表に定められる俸給月額に100分の70を乗じて得た額（以下「基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、1の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎俸給月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給すること。

6 5の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合においては、当分の間、特定日以後、1の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額との差額に相当する額を給料として支給すること。

7 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（1の規定の適用を受ける職員に限り、3に規定する職員を除く。）であって、3の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、3及び4の規定に準じて算出した額を給料として支給すること。（新一般職給与法附則第12項相当）

8 3又は7の規定による給料を支給される職員以外の1の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、3、4及び7の規定に準じて算出した額を給料として支給すること。（新一般職給与法附則第13項相当）

9 3、5、7又は8の規定による給料を支給される職員に対する期末手当及び勤勉手当における管理職加算の規定の適用については、給料月額を、給料月額及び3、5、7又は8の規定による給料の額との合計額とすること。（新一般職給与法附則第14項相当）

10 1の規定に基づく措置について、新法第27条第2項に規定する「降給」に位置づけるとともに、職員の意に反する降給処分に関する処分説明書の交付義務対象か

ら除くため、必要な読替規定を置くこと。（新一般職給与法附則第15項相当）

1 1 1～10のほか、1の規定による給料月額、3の規定による給料その他1～10の規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定めること。（新一般職給与法附則第16項相当）

1 2 1～11の規定は、改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しないこととする経過規定を置くこと。（国家公務員法等改正法附則第3条第10項相当）

X 諸手当関係

1 職員の退職手当に関する条例（案）（昭和28年9月10日自丙行発第49号別紙。以下「退職手当条例案」という。）第2条（退職手当の支給）の退職手当の支給範囲について、一般職の地方公務員の定年退職者等の再任用の規定が削除されることに伴い、必要な改正を行うこと。

2 退職手当条例案に新たに条を加え、新警察法第56条の4第1項の規定による特定任命により職員となった後に退職した者に対して、減額前の給料月額が退職日の給料月額よりも多い場合に適用される退職手当の基本額の計算方法の特例（いわゆる「ピーク時特例」）に係る所用の規定を設けること。具体的には、ピーク時特例の適用対象外とされる当該特定地方警務官（国家公務員）として在職していた期間について、定年引上げ前からの不利益が生じないようにピーク時特例の適用対象とするための読替規定を設けること。併せて、第5条の2（給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額にかかる特例額の適用範囲から除外し、当該特定地方警務官より前に地方公務員として在職した期間をピーク時特例の適用対象外とすること。

3 退職手当条例案第5条の3（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）について、退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、割増率を100分の2から100分の3に改めること。

4 退職手当条例案に新たに条を加え、2のピーク時特例における退職手当の基本額について最高限度額を定めるための読替規定を設けること。

5 退職手当条例案第6条の3について、3と同様の内容に改めること。

- 6 退職手当条例案第14条（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）第1項第2号について、現行の再任用制度に代えて定年前再任用短時間勤務制度が導入されることを踏まえた略称規定とすること。併せて、略称規定を引用している条項（第14条第1項第3号、第15条第1項第2号及び第3号、第17条第5項）について、必要な改正を行うこと。
- 7 退職手当条例案の附則について以下のとおり必要な改正を行うこと。
- ① 当分の間の措置として、現行の定年年齢に達した日以後、非違によることなく退職した職員の退職手当の基本額については、勤続期間を同じくする定年退職の場合の規定を準用すること。なお、現行の特例定年が65歳（以上）で定年が上がらない職員や、I1による特例定年が設定される職を占める職員については、当該措置を講じる必要がないため、適用除外とする規定を新たに設けること。
 - ② IX1による給料月額減額の減額については、退手条例案第5条の2第1項に規定する「給料月額の減額改定」に該当しないものとする規定を新たに設けること。
 - ③ 当分の間の措置として、応募認定退職者（第4条第1項第4号、第5条第1項第3号及び第7号関係）及び25年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由による退職者（第5条第1項第6号関係）について、第5条の3及び第6条の3の規定の適用に当たって、現行の対象期間と同じになるよう読替え規定を設けること。
 - ④ 附則第25項については、当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額の計算に当たり、①～③で新設する規定も適用すること。
 - ⑤ 附則第26項については、当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額の計算に当たり、②による給与の減額についても適用すること。
 - ⑥ 附則第27項については、当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者で、①の前段の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額の計算に当たり、その勤続期間を35年とするとともに、附則第25項の規定により退職手当の基本額を計算すること。
 - ⑦ 附則第31項については、2において特定地方警務官として在職していた期間についてもピーク時特例の適用対象とすることに伴い、俸給月額の取扱いを新たに規定すること。
 - ⑧ ①～⑦のほか、原始附則のうち、既に実効性を喪失した項について削除すること。併せて、これに伴い生じる項ずれや字句の整理を行うこと。
- 8 上記のほか、退職手当条例案第3条から第5条まで、第5条の3、第6条の3から第6条の5まで、第13条から第15条まで、第17条、附則第1項、第28項及び第33項、改正附則（昭和48年5月28日）第5項から第7項まで、改正附則（平成15年6月6日）第4項、改正附則（平成18年1月18日）第2条及び第5条においては、上

記改正による条移動等に伴う形式改正を行うこと。

XI 施行期日

令和5年4月1日とすること。ただし、VI4の規定は公布の日から施行することとする。

XII (別紙) 現行の条例例

以 上

現行の条例例

目次

○ 職員の定年等に関する条例（案）（昭和五十七年十月八日自治公一第四十六号）	・ ・ ・ ・ ・	1
○ 職員の再任用に関する条例（案）（平成十一年十月二十九日自治高第九号 別紙）	・ ・ ・ ・ ・	7
○ 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（案）（平成六年八月五日自治能第六十五号 別紙）	・ ・ ・ ・ ・	11
○ 職員の退職手当に関する条例（案）（昭和二十八年九月十日自丙行発第四十九号）（抄）	・ ・ ・ ・ ・	24

職員の定年等に関する条例（案）（昭和五十七年十月八日自治公一第四十六号）

（趣旨）

第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の二第一項から第三項まで及び第二十八条の三の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定年による退職）

第二条 職員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の〇月〇日又は三月三十一日のいずれか早い日（以下「定年退職日」という。）に退職する。

（定年）

第三条 職員の定年は、年齢六十年とする。ただし、次の各号に掲げる職員の定年は、当該各号に掲げる年齢とする。

- 一 別表第一に掲げる施設等において医療業務に従事する医師及び歯科医師 年齢六十五年
- 二 守衛、用務員、労務作業員、調理員、〇〇〇及び〇〇〇 年齢六十三年

2 前項の規定にかかわらず、別表第二に掲げる医療施設等において医療業務に従事する医師及び歯科医師の定年は、年齢〇〇〇年とする。

(定年による退職の特例)

第四条 任命権者は、定年に達した職員が第二条の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。

一 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

二 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。

三 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由

が引き続き存すると認めるときは、人事委員会の承認を得て、一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して三年を超えることができない。

3 任命権者は、第一項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第一項の期限又は第二項の規定により延長された期限が到来する前に第一項の事由が存しなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

5 前各項の規定を実施するために必要な手続は、人事委員会規則で定める。
(定年に関する施策の調査等)

第五条 知事は、職員の定年に関する事務の適正な運営を確保するため、職員の定年に関する制度の実施に関する施策を調査研究し、その権限に属する事務について適切な方策を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和六十年三月三十一日から施行する。ただし、第六条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第四条の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第九十二号。以下「改正法」という。）附則第三条の規定により職員が退職すべきこととなる場合について準用する。この場合において、第四条第一項中「第二条」とあるのは「地方公務員法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第九十二号）附則第三条」と、同項及び同条第二項中「その職員に係る定年退職日」とあるのは「昭和六十年三月三十一日」と読み替えるものとする。

附 則（平成十一年十月二十九日自治高第九号）

第一条 この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

別表第一（第三条関係）

一 病院、療養所及び診療所

二 保健所

○ ○ ○ ○

別表第二（第三条関係）

一 ○ ○ ○ ○

○ ○ ○ ○

（備考）

この条例第三条第一項の定年年齢が六十年とされる職員の昭和五十八年度における勸奨退職年齢が年齢五十七年である地方公共団体において、昭和五十九年度以降二年ごとに年齢六十年に達するまで一年ずつ当該職員の退職年齢を引き上げるものとした場合のこの条例の附則は次のとおりである。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、昭和六十年三月三十一日から施行する。ただし、第六条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 昭和六十年三月三十一日から昭和六十三年三月三十一日までの間における第三条第一項の適用について

は、同項中「年齢六十年」とあるのは、昭和六十年三月三十一日から昭和六十一年三月三十一日までの間においては「年齢五十八年」とし、昭和六十一年四月一日から昭和六十三年三月三十一日までの間においては「年齢五十九年」とする。

3 第四条の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第九十二号。以下「改正法」という。）附則第三条の規定により職員が退職すべきこととなる場合について準用する。この場合において、第四条第一項中「第二条」とあるのは「地方公務員法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第九十二号）附則第三条」と、同項及び同条第二項中「その職員に係る定年退職日」とあるのは「昭和六十年三月三十一日」と読み替えるものとする。

職員の再任用に関する条例（案）（平成十一年十月二十九日自治高第九号 別紙）

（趣旨）

第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十八条の四第一項、同条第二項及び第三項（法第二十八条の五第二項及び第二十八条の六第三項において準用する場合を含む。）並びに地方公務員法等の一部を改正する法律（平成十一年法律第七号。附則第二条において「改正法」という。）附則第五条及び第六条の規定に基づき、職員の再任用（法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項もしくは第二項の規定により採用することをいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（定年退職者に準ずるもの）

第二条 法第二十八条の四第一項に規定する定年退職日以前に退職した者のうち勤続期間等を考慮して法第二十八条の二第一項の規定により退職した者又は法第二十八条の三の規定により勤務した後退職した者に準じて再任用を行うことができるものは、次の各号に掲げる者とする。

一 二十五年以上勤続して退職した者であつて当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間にあるもの

二 前号に該当する者として再任用をされたことがある者（前号に掲げる者を除く。）

（任期の更新）

第三条 再任用の任期の更新は、職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができるものとする。

2 任命権者は、再任用の任期の更新を行う場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（任期の末日）

第四条 再任用を行う場合及び再任用の任期の更新を行う場合の任期の末日は、その者が年齢六十五年に達する日以後における最初の三月三十一日以前でなければならない。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、平成十三年三月三十一日から施行する。

(特定警察職員等への適用期日)

第二条 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）附則第七条の三第一項第四号に規定する特定警察職員等（附則第四条において「特定警察職員等」という。）である者については、平成十九年四月一日から、改正法による改正後の法第二十八条の四から第二十八条の六まで及びこの条例第二条から第四条までの規定を適用する。

(任用の末日に関する特例)

第三条 次の表の上欄に掲げる期間における第四条の規定の適用については、同条中「六十五年」とあるのは、同表の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

平成十三年四月一日から平成十六年三月三十一日まで	六十一年
平成十六年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	六十二年
平成十九年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	六十三年
平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	六十四年

第四条 特定警察職員等である職員に対する次の表の上欄に掲げる期間における第四条の規定の適用について

ては、前条の規定にかかわらず、第四条中「六十五年」とあるのは、同表の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

平成十九年四月一日から平成二重に年三月三十一日まで	六十一年
平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	六十二年
平成二十五年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで	六十三年
平成二十八年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで	六十四年

附 則（平成十三年十月三日総行高第三号）

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二十七年四月一日総行高第二号）

この条例は、平成二十七年十月一日から施行する。

○職員の勤務時間、休暇等に関する条例（案）

第一（目的）
この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十四条第五項の規定に基づき、職員（この条例は、休日及び休暇に關し必要な事項を定めることを目的とする。）の勤務時間、休日及び休暇に關し必要な事項を定めることを目的とする。

第二（一週間の勤務時間）
この条例は、職員（この条例は、休日及び休暇に關し必要な事項を定めることを目的とする。）の勤務時間、休日及び休暇に關し必要な事項を定めることを目的とする。

第三（地方公務員等の勤務時間）
この条例は、地方公務員（この条例は、休日及び休暇に關し必要な事項を定めることを目的とする。）の勤務時間、休日及び休暇に關し必要な事項を定めることを目的とする。

第四（地方公務員等の勤務時間）
この条例は、地方公務員（この条例は、休日及び休暇に關し必要な事項を定めることを目的とする。）の勤務時間、休日及び休暇に關し必要な事項を定めることを目的とする。

第五（地方公務員等の勤務時間）
この条例は、地方公務員（この条例は、休日及び休暇に關し必要な事項を定めることを目的とする。）の勤務時間、休日及び休暇に關し必要な事項を定めることを目的とする。

第六（地方公務員等の勤務時間）
この条例は、地方公務員（この条例は、休日及び休暇に關し必要な事項を定めることを目的とする。）の勤務時間、休日及び休暇に關し必要な事項を定めることを目的とする。

第七（地方公務員等の勤務時間）
この条例は、地方公務員（この条例は、休日及び休暇に關し必要な事項を定めることを目的とする。）の勤務時間、休日及び休暇に關し必要な事項を定めることを目的とする。

第四条 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員については、

二 一の（めす（審問）と一定び時任児たとの育 間め定割条 十短勤る 週
前項のるる昭判に子な項に当刻命短だな期る振お命分間等のも任休
号にに養者養和事お（るのか該に権時しる間とるい権を勤ののと権を設
掲い又含縁十がる法う定わ員いは勤当う以ろと同はえ職に。、
げててはむ組二年判項明当よ勤、次等職当こよ公。職い及従た月こと
る同同配。里年判項明当よ勤、次等職当こよ公。職い及従た月こと
職じじ偶以親法所に治該る、務職にの員該のり務、のに（囲任一し日が
員。者下で第百属す九の日委を申るに児のび員當い事で付に育らる。
の、（十る百属す九の日委を申るに児のび員當い事で付に育らる。
状の、（十る百属す九の日委を申るに児のび員當い事で付に育らる。
況介父配の員十て特法務加会りを員い時務項申支、員務時き短曜
に護母偶者三第委託）場縁十割九り職めが、時間等振単四認業め
類を、者三第委託）場縁十割九り職めが、時間等振単四認業め
すす子（届一託）場縁十割九り職めが、時間等振単四認業め
るる、届一託）場縁十割九り職めが、時間等振単四認業め
状職員出及びて十限の号振員る公第間を等振単四認業め
況員偶を及びて十限の号振員る公第間を等振単四認業め
にあのな第二る条。立第八と休る日に支に障よ除とある。は、
るつ父い第二る条。立第八と休る日に支に障よ除とある。は、
職て母が事並童一の第三て家の庭の当裁判第一項の規に
と人の実上その第三て家の庭の当裁判第一項の規に
し事他婚十この号、庭の当裁判第一項の規に
て委人姻十この号、庭の当裁判第一項の規に
人事会委係のら規定に員に請る規定に
事規員と四に準に員に請る規定に
員則会同第第一項の規に員に請る規定に
規定則め定事から第三て家の庭の当裁判第一項の規に
で定もめ情に第三て家の庭の当裁判第一項の規に
る者ある項の事四の規に員に請る規定に
のいうを。含む。第十七条第二
第十七条第二

る場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができない。

2 前項に掲げる勤務以外の勤務をすること命ずることができない。ただし、当該職員が育児短時間勤務に等である場合にあっては、勤務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事委員会規則で定めるところに限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができない。

3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第(時間外勤務代休時間)
第十條の二 任命権者は、〇〇県の一般職の職員の給与に関する条例(昭和〇〇年条例第〇〇号。第十七條第三項において「任命権者は、給与条」という。)

2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)
第十條の三 任命権者は、次に掲げる職員(第三條第三項又は第四項の規定により勤務時間を割り振られた職員を除く。)が、人事委員会規則の定めるところにより、その子を養育するため勤務時間を請求した場合に、

2 一 特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第三項において同じ。)をさせるものとす。
二 小学校、就学義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員であつて、
用する。この場合は、第十七條第一項に規定する職員に日常生活を営むに支障がある者を介護する職員に日常生活を営むに支障がある者(以下「要介護者」という。)

第十七条(介護時間)
の継続する状態の勤務時間、連続する三年の期間(当該介護者の各々が当該介護を必要とするに
おいて一日の勤務時間は、前項に規定する期間内において一日につき二時間を超えない範囲内で必要と認めら
れる介護時間とする。)

2 介護時間と給与条第○条の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、同条第
3 ○介護時間に規定する勤務は、一時間当たり給与額の減額する。

第十八条(病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認)
は、人事委員会規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならぬ。

第十九条(人事委員会規則への委任)
は、人事委員会規則で定める。

第二十條(非常勤職員の勤務時間、休暇等)
めついては、非常勤職員(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)の勤務時間、休暇等に
める基準に従い、任命権者が定める。

第一條(施行期日)
この条例は、平成六年○月○日から施行する。

第二條(経過措置)
この条例の施行前に、職員の勤務時間に関する条例(以下「旧条例」という。)第二條第二項の規
定により、この条例の施行前に、職員の勤務時間に関する条例(以下「新条例」という。)第二條第二項及び第
二條第一項の規定の施行の際現に勤務時間が定められたりしたものとみなす。新条例」という。)第二條第二項及び第
二條第一項の規定の施行の際現に勤務時間が定められたりしたものとみなす。

て一日につき八時間勤務時間を割り振られて、その職員について同条第四項の規定に基づき任命権者が定められた週
 3 休日又は勤務時間割は、現に勤務する職員以外の日、旧例第三条第三項又は第四項の規
 4 定に基づき定められたり、旧例第二条第三項又は第四項の規
 5 定に基づき定められたり、旧例第三条第三項又は第四項の規
 6 定に基づき定められたり、旧例第三条第三項又は第四項の規
 7 定に基づき定められたり、旧例第三条第三項又は第四項の規
 8 定に基づき定められたり、旧例第三条第三項又は第四項の規
 9 定に基づき定められたり、旧例第三条第三項又は第四項の規

第一施行期則（平九・三・二七自治能第三六号）

第一施行期則（平九・三・二七自治能第三六号）

第一施行期則（平九・三・二七自治能第三六号）

第一施行期則（平九・三・二七自治能第三六号）

第一施行期則（平九・三・二七自治能第三六号）

この附則は、平成十一年四月二八日自治能第七号

この条例は、平成十八年〇月〇日から施行する。

この附則は、平成一九・七・三一総行公第六五号から施行する。

この附則は、平成二〇・三・五総行公第十七号から施行する。

（施行期日）（平二一・二・二七総行公第一四号、総行給第二八号）
この条例は、平成〇年〇月〇日から施行する。

（施行期日）（平二二・二・二五総行公第三〇号、総行給第一一号）
この条例は、平成〇年〇月〇日から施行する。

（施行期日）（平二二・四・二七総行公第四八号）
第一条 この条例は、平成二十二年六月三十日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）
第二条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を早出遅出勤務開始日とする改正後の職員
の勤務時間、休暇等に関する条第十條の規定による請求、同条第十條の四第二項の規定による
請求又は施行日以後の日を時間外勤務制限開始日とする同条第三項の規定による請求を行うことが
できる。施行日前においても、人事委員会規則の定めるところにより、これらの請求を行うことができる。
職員

（施行期日）（平二七・九・一六総行公第七六号）
この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

（施行期日）（平二八・一・二九総行公第七号）

職員の退職手当に関する条例（案）（昭和二十八年九月十日自内行発第四十九号）抄

（退職手当の支給）

第二条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要するもの（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が十日以上ある月が引き続いて十二月を超えるに至つたもので、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第四条中十一年以上二十五年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病氣（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第五条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに二十五年以

上勤務した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員については、この限りでない。

（自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額）

第三条 次条又は第五条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料（これに相当する給与を含む。以下同じ。）の月額（給料が日額で定められている者については、退職の日におけるその者の給料の日額の二十一日分に相当する額とし、職員が休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤務期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の百
- 二 十一年以上十五年以下の期間については、一年につき百分の百十
- 三 十六年以上二十年以下の期間については、一年につき百分の百六十
- 四 二十一年以上二十五年以下の期間については、一年につき百分の二百

五 二十六年以上三十年以下の期間については、一年につき百分の百六十

六 三十一年以上の期間については、一年につき百分の百二十

2 前項に規定する者のうち、傷病（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第四十七条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。この項、次条第二項並びに第五条第一項第四号及び第二項において同じ。）又は死亡によらず、かつ、第八条の二第十一項に規定する認定を受けないで、その者の都合により退職した者（第十二条第一項各号に掲げる者及び傷病によらず、地方公務員法第二十八条第一項第一号から第三号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第六条の四第四項において「自己都合等退職者」という。）に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 勤続期間一年以上十年以下の者 百分の六十

二 勤続期間十一年以上十五年以下の者 百分の八十

三 勤続期間十六年以上十九年以下の者 百分の九十

(十一年以上二十五年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第四条 十一年以上二十五年未満の期間勤続した者であつて、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

一 地方公務員法第二十八条の二第一項の規定により退職した者(同法第二十八条の三第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者

二 法律の規定に基づく任期を終えて退職した者

三 その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で任命権者が知事の承認を得たもの

四 第八条の二第十一項に規定する認定(同条第一項第一号に係るものに限る。)を受けて同条第十六項第三号に規定する退職すべき期日に退職した者

2 前項の規定は、十一年以上二十五年未満の期間勤続した者で、通勤(地方公務員災害補償法(昭和四十

二年法律第二百一十一号) 第二条第二項及び第三項に規定する通勤をいう。以下同じ。) による傷病により退職し、死亡(公務上の死亡を除く。)により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(前項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。

3 第一項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の百二十五

二 十一年以上十五年以下の期間については、一年につき百分の百三十七・五

三 十六年以上二十四年以下の期間については、一年につき百分の二百

(二十五年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第五条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

一 二十五年以上勤続し、地方公務員法第二十八条の二第一項の規定により退職した者(同法第二十八条の三第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者

- 二 地方公務員法第二十八条第一項第四号の規定による免職の処分を受けて退職した者
- 三 第八条の二第十一項に規定する認定（同条第一項第二号に係るものに限る。）を受けて同条第十六項第三号に規定する退職すべき期日に退職した者
- 四 公務上の傷病又は死亡により退職した者
- 五 二十五年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者
- 六 二十五年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で任命権者が知事の承認を得たもの
- 七 二十五年以上勤続し、第八条の二第十一項に規定する認定（同条第一項第一号に係るものに限る。）を受けて同条第十六項第三号に規定する退職すべき期日に退職した者
- 二 前項の規定は、二十五年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。
- 三 第一項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- 一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の百五十
- 二 十一年以上二十五年以下の期間については、一年につき百分の百六十五
- 三 二十六年以上三十四年以下の期間については、一年につき百分の百八十
- 四 三十五年以上の期間については、一年につき百分の百五

（給料月額の変額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額にかか
る特例額）

第五条の二 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の変額改定（給料月額の変定をする条例が制定され
た場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。
以下同じ。）以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じ
た日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の給
料月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前給料月額」という。）が、退職日給料月額よりも多いとき
は、その者に対する退職手当の基本額は、前三条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とす
る。

一 その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前三条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

二 退職日給料月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

イ その者に対する退職手当の基本額が前三条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

ロ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第七条第五項に規定する職員以外の地方公務員等若しくは同項第四号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員として退職したことにより退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び第七条第七項の規定により職員としての引き続きた

在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第十二条第一項若しくは第十四条第一項の規定により一般の退職手当等（一般の退職手当及び第九条の規定による退職手当をいう。以下同じ。）の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかったことがある場合における当該一般の退職手当等に係る退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員、第七条第五項に規定する職員以外の地方公務員等又は同項第四号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員となつたときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。

一 職員としての引き続きいた在職期間

二 第七条第五項の規定により職員としての引き続きいた在職期間に含むものとされた職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間

三 第七条第五項第一号に規定する再び職員となつた者の同号に規定する職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間

四 第七条第五項第二号に規定する場合における先の職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間、特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員としての引き続きいた在職期間及び後の職員以外

の地方公務員としての引き続きいた在職期間

五 第七条第五項第三号に規定する場合における先の職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間、特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間及び後の職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間

六 第七条第五項第四号に規定する場合における特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間及び職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間

七 第七条第五項第五号に規定する場合における特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間及び国家公務員としての引き続きいた在職期間

八 第七条第五項第六号に規定する再び職員となった者の同号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間及び職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間

九 第七条第五項第七号に規定する再び職員となった者の同号に規定する特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間及び国家公務員としての引き続きいた在職期間

十 第七条第六項に規定する場合における先の職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間、特定

一般地方独立行政法人職員としての引き続きいた在職期間及び後の職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間

十一 第八条第一項に規定する再び職員となつた者の同項に規定する特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間

十二 第八条第二項に規定する場合における特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間

十三 第八条第三項第一号に規定する再び職員となつた者の同号に規定する先の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間、職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間及び後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間

十四 第八条第三項第二号に規定する再び職員となつた者の同号に規定する先の特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間、国家公務員としての引き続きいた在職期間及び後の特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間

十五 第八条第三項第三号に規定する場合における職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間及

び特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きた在職期間

十六 第八条第三項第四号に規定する場合における国家公務員としての引き続きた在職期間及び特定公庫等職員としての引き続きた在職期間

十七 第八条第三項第五号に規定する場合における先の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きた在職期間、職員以外の地方公務員としての引き続きた在職期間及び後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きた在職期間

十八 第八条第三項第六号に規定する場合における先の特定公庫等職員としての引き続きた在職期間、国家公務員としての引き続きた在職期間及び後の特定公庫等職員としての引き続きた在職期間

十九 前各号に掲げる期間に準ずるものとして人事委員会規則で定める在職期間
(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第五条の三 第四条第一項第四号及び第五条第一項(第一号及び第五号を除く。)に規定する者のうち、定年に達する日から六月前までに退職した者であつて、その勤続期間が二十年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から十五年を減じた年齢以上であるものに対する第

四条第一項、第五条第一項及び前条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
<p>第四条第一項及び 第五条第一項</p>	退職日給料月額	<p>退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の三（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数である職員にあつては、百分の二）を乗じて得た額の合計額</p>
<p>第五条の二第二項 第一号</p>	<p>及び特定減額前給料月 額</p>	<p>並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当す</p>

<p>第五條の二第一項 第二号ロ</p>	<p>第五條の二第一項 第二号</p>	
<p>前号に掲げる額</p>	<p>退職日給料月額に、</p>	
<p>その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由に</p>	<p>退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の三（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の三（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数である職員にあつては、百分の二）を乗じて得た額の合計額に、</p>	<p>る年数一年につき百分の三（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が一年である職員にあつては、百分の二）を乗じて得た額の合計額</p>

	より退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前三条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

第六条の三 第五条の三に規定する者に対する前二条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六条	第三条から第五条まで 退職日給料月額	第五条の三の規定により読み替えて適用する第五条 退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の三（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との

第六條の二		第六條の二第一号	<p>同項の</p> <p>特定減額前給料月額</p> <p>同条の規定により読み替えて適用する同項の</p> <p>特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数</p> <p>一年につき百分の三（退職の日において定められて</p>
第六條の二	<p>これらの</p> <p>第五條の二第一項の</p>	<p>同項第二号ロ</p> <p>二号ロ</p> <p>第五條の三の規定により読み替えて適用する同項第二号ロ</p>	<p>の</p> <p>第五條の三の規定により読み替えて適用する第五條</p> <p>の</p> <p>第五條の三の規定により読み替えて適用する第五條</p> <p>の二第一項の</p>
			<p>差に相当する年数が一年である職員にあつては、百分の二）を乗じて得た額の合計額</p>

		<p>いるその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が一年である職員にあつては、百分の二）を乗じて得た額の合計額</p>
<p>第六条の二第二号</p>	<p>特定減額前給料月額</p>	<p>特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の三（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が一年である職員にあつては、百分の二）を乗じて得た額の合計額</p>
	<p>第五条の二第一項第二号 ロ</p>	<p>第五条の三の規定により読み替えて適用する第五条の二第一項第二号ロ</p>
	<p>及び退職日給料月額</p>	<p>並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の</p>

		<p>日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の三（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が一年である職員にあつては、百分の二）を乗じて得た額の合計額</p> <p>当該第五条の三の規定により読み替えて適用する同号口に掲げる割合</p>
<p>当該割合</p>		

（退職手当の調整額）

第六条の四 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第五条の二第二項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第二十七条及び第二十八条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）に規定する地方住宅供

給公社、地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）又は国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号。以下「施行令」という。）第六条に規定する法人（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続き地方公社又はその法人に使用される者となつた場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかつたものとする）と定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。）の業務に従事させるための休職を除く。）、「地方公務員法第二十九条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。以下「休職月等」という。）のうち人事委員会規則で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第一順位から第六十順位までの調整月額（当該各月の月数が六十月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- 一 第一号区分 七万四百円
- 二 第二号区分 六万五千円
- 三 第三号区分 五万九千五百五十円
- 四 第四号区分 五万四千百五十円
- 五 第五号区分 四万三千三百五十円
- 六 第六号区分 三万二千五百円
- 七 第七号区分 二万七千円
- 八 第八号区分 二万七千七百円
- 九 第九号区分 零

2 退職した者の基礎在職期間に第五条の二第二項第二号から第十九号までに掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、人事委員会規則で定めるところにより、当該期間において職員として在職していたものとみなす。

3 第一項各号に掲げる職員の区分は、職の職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難

及び責任の度に関する事項を考慮して、人事委員会規則で定める。

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

一 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が一年以上四年以下のもの 第一項の規定により計算した額の二分の一に相当する額

二 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が零のもの 零

三 自己都合等退職者でその勤続期間が十年以上二十四年以下のもの 第一項の規定により計算した額の二分の一に相当する額

四 自己都合等退職者でその勤続期間が九年以下のもの 零

5 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他の本条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(一般の退職手当の額に係る特例)

第六条の五 第五条第一項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第二条の四、第五条、第五条の二及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

一 勤続期間一年未満の者 百分の二百七十

二 勤続期間一年以上二年未満の者 百分の三百六十

三 勤続期間二年以上三年未満の者 百分の四百五十

四 勤続期間三年以上の者 百分の五百四十

2 前項の「基本給月額」とは、職員の給与に関する条例（昭和〇〇年〇〇県条例第〇〇号）の規定による給料表が適用される職員については、給料及び扶養手当の月額合計額とし、その他の職員については、

この基本給月額に準じて人事委員会規則で定める額とする。

（退職手当の支払の差止め）

第十三条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

一 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

二 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

一 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は当該退職手当管理機関がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであつて、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。

二 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎とな

る職員としての引き続きた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為（在職期間中の職員の非違に当たたる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして懲戒免職等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至つたとき。

3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第二号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

4 前三項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十八条第一項本文に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。

5 第一項又は第二項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当

するに至つた場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならぬ。ただし、第三号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

一 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合

二 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第一項の規定による処分を受けることなく、

当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から六月を経過した場合

三 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第一項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から一年を経過した場合

6 第三項の規定による支払差止処分を行つた退職手当管理機関は、当該支払差止処分を受けた者が次条第二項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から一年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。

7 前二項の規定は、当該支払差止処分を行つた退職手当管理機関が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

8 第一項又は第二項の規定による支払差止処分を受けた者に対する第十条の規定の適用については、当該支払差止処分が取り消されるまでの間、その者は、一般の退職手当等の支給を受けない者とみなす。

9 第一項又は第二項の規定による支払差止処分を受けた者が当該支払差止処分が取り消されたことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける場合（これらの規定による支払差止処分を受けた者が死亡した場合において、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者が第三項の規定による支払差止処分を受けることなく当該一般の退職手当等の額の支払を受けるに至つたときを含む。）において、当該退職をした者が既に第十条の規定による退職手当の額の支払を受けているときは、当該一般の退職手当

等の額から既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額を控除するものとする。この場合において、当該一般の退職手当等の額が既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額以下であるときは、当該一般の退職手当等は、支払わない。

10 前条第二項及び第三項の規定は、支払差止処分について準用する。

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第十四条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第一号又は第二号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第十二条第一項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

一 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

二 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し地方公務員法第二十九条第三項の規定による懲戒免職処分（以下「再任用職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。

三 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたととき。

2 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第三号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、第十二条第一項に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

3 退職手当管理機関は、第一項第三号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受け

るべき者の意見を聴取しなければならない。

4 行政手続条例（平成〇〇年〇〇県条例第〇〇号）第〇条〔行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章第二節（第二十八条を除く。）相当規定〕の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

5 第十二条第二項及び第三項の規定は、第一項及び第二項の規定による処分について準用する。

6 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関し第一項又は第二項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

（退職をした者の退職手当の返納）

第十五条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第十二条第一項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第十条第三項、第六項又は第八項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第十七条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合にあつては、これらの規定により算出される金額（次条及び第十七条において「失

業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

一 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

二 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。

三 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。)について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたととき。

2 前項の規定にかかわらず、当該退職をした者が第十条第一項、第五項又は第七項の規定による退職手当の額の支払を受けている場合(受けることができる場合を含む。)における当該退職に係る一般の退職手当等については、当該退職に係る退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うことができない。

3 第一項第三号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から五年以内に限り、行うことができる。

4 退職手当管理機関は、第一項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見

を聴取しなければならない。

5 行政手続条例第〇条〔行政手続法第三章第二節（第二十八条を除く。）相当規定〕の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

6 第十二条第二項の規定は、第一項の規定による処分について準用する。

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第十七条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から六月以内に第十五条第一項又は前条第一項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第五項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から六月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日か

ら六月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に第十五条第五項又は前条第三項において準用する行政手続条例第〇条第〇項〔行政手続法第十五条第一項相当規定〕の規定による通知を受けた場合において、第十五条第一項又は前条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第五項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第五項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から六月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第十三条第一項第一号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第十五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第十五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事

件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第十五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6 前各項の規定による処分にに基づき納付する金額は、第十二条第一項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち第一項から第五項までの規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退

職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が二人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなつてはならない。

7 第十二条第二項並びに第十五条第二項及び第四項の規定は、第一項から第五項までの規定による処分について準用する。

8 行政手続条例第〇条〔行政手続法第三章第二節（第二十八条を除く。）相当規定〕の規定は、前項において準用する第十五条第四項の規定による意見の聴取について準用する。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和二十八年八月一日以後の退職に因る退職手当について適用する。

2 昭和二十八年七月三十一日以前の退職に因る退職手当の支給については、なお従前の例による。

3 昭和二十八年七月三十一日に現に在職していた職員（附則第十六項に規定する職員でもとの陸海軍に属し、かつ、もとの陸海軍から俸給を受けていたもの（以下「未復員者」という。）に該当する者を除く。

）の同年同月同日以前における勤続期間の計算については、附則第四項から第七項までの規定によるほか

、第七条（第五項中段を除く。）、第七条の二、第七条の三並びに職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和〇〇年〇〇県条例第〇〇号。以下「条例第〇〇号」という。）（注、昭和四十八年五月二十八日自治給第三十一号参照）附則第九項及び附則第十五項の規定の例による。

4 昭和二十八年七月三十一日に現に在職していた職員の同日以前における次の各号に掲げる期間は、当該各号に規定する者の職員としての在職期間とみなす。この場合において、当該各号に規定する者が、当該各号に掲げる期間に係る者としての身分を失った際に、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となつた在職期間の三分の二の期間は、その者の職員としての引き続きいた在職期間には、含まないものとする。

一 先に職員として在職した者であつて、任命権者の承認又は勸奨を受け、引き続き外国政府又は日本政府若しくは外国政府と特殊の関係があつた法人で外国において日本たばこ産業株式会社法（昭和五十九年法律第六十九号）附則第十二条第一項の規定による解散前の日本専売公社（以下「旧専売公社」という。）、日本国有鉄道改革法（昭和六十一年法律第八十七号）附則第二項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第一条の規定により設立された日本国有鉄道（以下「

旧日本国有鉄道」という。)若しくは日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号)附則第四条第一項の規定による解散前の日本電信電話公社(以下「旧電信電話公社」という。)の事業と同種の事業を行っていたもので、施行令附則第三項第三号の規定により総務大臣が指定するものの職員(以下「外国政府職員等」という。)となるため退職し、かつ、外国政府職員等としての身分を失った後に引き続いて再び職員となつたものの当該外国政府職員等としての引き続いた在職期間の三分の二の期間

二 先に職員として在職した者であつて、任命権者の承認又は勸奨を受け、引き続いて旧国民医療法(昭和十七年法律第七十号)に規定する日本医療団(以下「医療団」という。)の職員(以下「医療団職員」という。)となるため退職し、かつ、医療団の業務の地方公共団体への引継ぎとともに引き続いて再び職員となつたものの当該医療団職員としての引き続いた在職期間の三分の二の期間

三 先に職員として在職した者であつて、任命権者の承認又は勸奨を受け、引き続いて日本赤十字社の救護員(以下「救護員」という。)となるため退職し救護員として旧日本赤十字社令(明治四十三年勅令第二百二十八号)の規定に基づき戦地勤務(恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五百十

五号) 附則第四十一条の二第一項に規定する戦地勤務をいう。以下同じ。) に服し、かつ、救護員としての身分を失った後に引き続いて再び職員となつたものの当該救護員として戦地勤務に服した期間の三分の二の期間

四 先に職員として在職した者であつてイ又はロに該当するもののイ又はロに掲げる期間

イ 任命権者の承認又は勸奨を受け、引き続いて外国にあつた特殊機関の職員で、施行令附則第三項第六号の規定により総務大臣の指定するもの(以下「外国特殊機関職員」という。)となるため退職し、かつ、外国特殊機関職員としての身分を失った後に引き続いて再び職員となつた者の当該外国特殊機関職員としての引き続いた在職期間の三分の二の期間

ロ 任命権者の承認又は勸奨を受け、引き続いて外国政府の職員となるため退職し当該外国政府の当該業務の外国にあつた特殊機関への引継ぎとともに、引き続いて外国特殊機関職員となり、かつ、外国特殊機関職員としての身分を失った後に引き続いて再び職員となつた者の当該外国政府の職員及び当該外国特殊機関職員としての引き続いた在職期間の三分の二の期間

5 昭和二十八年七月三十一日に現に在職していた職員のうち、次の各号の一に掲げるものの先の職員とし

ての在職期間は、後の職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。

一 先に職員として在職した者であつて、任命権者の承認又は勧しようを受けて他の任命権者に属する職員となるため退職し、かつ、任命権者の手続の遅延のため退職の日の翌々日以後において他に就職することなくその承認又は勧しようを受けた他の任命権者に属する職員となつたもの

二 先に職員として在職した者であつて、任命権者の承認又は勧しようを受け、引き続いて在外研究員又は外国留学生（以下「在外研究員等」という。）となるため退職し、かつ、その研究又は留学を終えたに引き続いて再び職員となつたもの

6 昭和二十年八月十五日に現に左の各号の一に掲げる者であつたものが当該各号に掲げる日から昭和二十年七月三十一日までの間に他に就職することなく職員となつた場合においては、当該各号に掲げる者であつた期間は、そのものの職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。

一 外地官署所属職員 外地官署所属職員の身分に関する件（昭和二十一年勅令第二百八十七号）の規定によりその身分を保留する期間が満了する日の翌日

二 外国政府職員等、外国特殊機関職員又は在外研究員等 昭和二十年八月十六日

三 救護員戦地勤務に服したことがある者又は軍人軍属 その身分を失った日

7 先に職員として在職した者であつて、旧公職に関する就職禁止、退官、退職等に関する勅令（昭和二十一年勅令第九号）第一条若しくは旧公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令（昭和二十二年勅令第一号）第三条の規定により退職させられたもの又はこれらに準ずる措置で施行令附則第六項の規定に基づく総務省令で定めるものによりその者の意思によらないで退職させられたもの（先に職員として在職し、終戦に伴い昭和二十年八月十五日以後これらの措置により公職につくことを禁ぜられた日前においてその者の意思によらないで退職した者のうちこれらの措置の適用を受けたもので、その禁ぜられた日（その禁ぜられた日前に再び職員となつた者については、その再び職員となつた日）の前日までの間に他に就職しなかつたものを含む。）が、その退職の後、法令の規定又は特別の手續によりこれらの措置が解除された日（これらの措置により就職が制限されなかつた職員となつた場合にあつては、当該退職の日）から昭和二十八年七月三十一日までの間に再び職員となつた場合においては、先に職員として在職した期間は、その者の職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。ただし、これらの措置が解除された日から百二十日を経過した日以後に再び職員となつた場合において、当該経過した日から再び職員となつた日の前日

までの間に他に就職していたことがあるときは、この限りでない。

- 8 昭和二十八年七月三十一日に現に在職していた職員であつて、職員以外の地方公務員等（もとの外地の地方公共団体又はこれに準ずるものに勤務していた公務員を含む。以下本項及び次項において同じ。）から引き続き職員となつたもの及び同年同月同日に現に在職していた職員以外の地方公務員等であつて同年八月一日以後に引き続き職員となつたものの同年七月三十一日以前における職員以外の地方公務員等としての勤続期間の計算については、附則第四項から前項までの規定を準用するほか、第七条第五項及び第六項、第七条の三並びに条例第〇〇号附則第九項及び附則第十五項の規定の例による。この場合において、第七条第五項ただし書中「退職により」とあるのは、「退職（条例第〇〇号による改正前の第七条の四第一項の退職、附則第十三項の特殊退職及び附則第十四項に規定する職員又は職員以外の地方公務員として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けてした退職を除く。）により」と読み替えるものとする。

- 9 前項の場合において、先に職員として在職した者であつて昭和二十八年七月三十一日以前においてこの条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けることなく引き続き職員以外の地方公務員等と

なつたものについては、第十九条第二項の規定により退職手当を支給されないで職員以外の地方公務員等となつたものとみなして同項の規定を適用する。

10 昭和二十年八月十五日に現に附則第六項各号に掲げる者（救護員で戦地勤務に服したことがある者、外国特殊機関職員及び在外研究員等を除く。以下この項において「外地官署所属職員等」という。）であつた者で同日において本邦外にあつたものうち、昭和二十八年八月一日以後においてその本邦に帰還した日から三年（特殊の事情があると認められる場合には、任命権者が知事と協議して定める期間を加算した期間。以下この項において同じ。）以内に職員となつたもの又は同年八月一日以後においてその本邦に帰還した日から三年以内に職員以外の地方公務員等となり、引き続き職員以外の地方公務員等として在職した後引き続き職員となつたものについては、外地官署所属職員等であつた期間は、その者の同年八月一日以後において最初に開始する職員又は職員以外の地方公務員等としての在職期間に引き続きいたものとみなし、かつ、当該職員以外の地方公務員等としての在職期間に引き続きいたものとみなす場合にあつては当該職員以外の地方公務員等としての在職期間に含まれるものとして、その勤続期間を計算するものとする。ただし、本邦に帰還した日から当該職員又は職員以外の地方公務員等としての在職期間の開始の日の前日

までの間に他に就職したことがある者については、この限りでない。

- 11 前項に規定する者（未復員者に該当する者を除く。）の昭和二十八年七月三十一日（同年八月一日以後に附則第六項第一号に規定する期間が満了する外地官署所属職員については、当該期間が満了する日）以前における勤続期間の計算については、前項の規定に該当するものを除き、附則第四項及び附則第五項（これらの規定を附則第八項において準用する場合を含む。）並びに附則第九項の規定を準用するほか、第七条第五項及び第六項並びに第七条の三の規定の例による。この場合において、第七条第五項ただし書中「退職により」とあるのは、「退職（附則第十三項の特殊退職及び附則第十四項に規定する職員又は職員以外の地方公務員として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けてした退職を除く。）により」と読み替えるものとする。

- 12 昭和二十八年七月三十一日に現に在職する職員、同日に現に職員以外の地方公務員等として在職し、同日後に引き続き職員となつた者又は附則第十項に規定する者のうち、職員として引き続き在職期間中において職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けて特殊退職をし、かつ、職員又は職員以外の地方公務員等となつたことがあるも

のが退職した場合におけるその者に対する一般の退職手当の額は、第二条の四から第五条の三まで、第六条から第六条の五まで、条例〇〇号による改正前の第七条の四第二項及び附則第十四項の規定にかかわらず、その者の退職の日における給料月額に、第一号に掲げる割合から第二号に掲げる割合（附則第十四項に規定する職員若しくは職員以外の地方公務員として在職した後この条例の規定による退職手当若しくはこれに相当する給与の支給を受けてした退職をした者については、当該割合とその者に係る附則第十四項において例による附則第十二項第二号に掲げる割合とを合計した割合）を控除した割合を乗じて得た額とする。

- 一 その者が第二条の四から第五条の三まで及び第六条から第六条の五まで、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和〇〇年〇〇県条例第〇〇号）（注、昭和三十七年九月二十九日自治丙甲発第二十号、各都道府県総務部長、各都道府県人事委員会事務局長あて自治省行政局長通知参照）附則第六項並びに条例〇〇号附則第五項から附則第八項までの規定により計算した額の退職手当の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の額の当該給料月額に対する割合
- 二 その者が特殊退職をした際に、その際支給を受けたこの条例の規定による退職手当又はこれに相当す

る給与の額の計算の基礎となつた勤続期間（当該給与の額の計算の基礎となるべき勤続期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定において明確に定められていない場合には、当該給与の額を当該特殊退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に十二を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）をこの条例の規定により計算した勤続期間とみなした場合のこの条例の規定による退職手当（附則第七項の規定の適用を受ける職員及び外地官署所属職員のうち、第四条（二十五年以上勤続して退職した者のうち勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得て定めるもの以外の者に係る退職手当に関する部分を除く。）若しくは第五条の二の規定による退職手当又はこれに準ずる退職手当に係る退職（以下「整理退職」という。）に該当する特殊退職をした者については、第四条第一項の規定による退職手当）の支給を受けたものとした場合における当該退職手当の額の当該特殊退職の日におけるその者の給料月額に対する割合（特殊退職を二回以上した者については、それぞれの特殊退職に係る当該割合を合計した割合）

13 前項の特殊退職は、次の各号に掲げる退職又は身分の喪失とする。ただし、第一号から第三号までの退職にあつては、整理退職に該当する退職を除く

一 職員が退職し、かつ、退職の日又はその翌日に再び職員となる場合（職員以外の地方公務員等が退職し、かつ、退職の日又はその翌日に再び当該退職の日までその者が属していた地方公共団体等の職員以外の地方公務員等となる場合を含む。）の退職

二 職員又は職員以外の地方公務員等が任免権者の要請を受けて職員又は職員以外の地方公務員等となるため退職し、かつ、退職の日又は、その翌日に職員又は当該職員以外の地方公務員等となる場合（前号に該当する場合を除く。）の退職

三 附則第四項各号又は附則第五項各号（これらの規定を附則第八項及び附則第十一項において準用する場合を含む。）の退職

四 附則第七項（附則第八項において準用する場合を含む。）の退職

五 外地官署所属職員又は軍人軍属の身分の喪失

14 職員又は職員以外の地方公務員等から引き続いて職員となつた者のうち、職員としての引き続いた在職期間（その者が当該在職期間中においてたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和五十九年法律第七十一号）第四条及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法

律の整備等に関する法律（昭和五十九年法律第八十七号）第五条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第二条に規定する者として在職した後この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けて退職をしたことがある者である場合には、当該退職の日（当該退職を二回以上した者については、そのうちの最終の退職の日）以後の職員としての引き続きた在職期間に限る。）中において、昭和三十八年三月三十一日までの間に、職員又は職員以外の地方公務員として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けて退職（整理退職に該当する退職及び特殊退職に該当する退職を除く。）をし、かつ、退職の日又はその翌日に、職員又は職員以外の地方公務員となつたことがあるものが退職した場合におけるその者に対する一般の退職手当の額については、附則第十二項の規定の例による。この場合において、第七条第五項の規定の適用については、同項ただし書中「退職により」とあるのは、「退職（条例第〇〇号による改正前の第七条の四第一項の退職、附則第十三項の特殊退職及び附則第十四項に規定する職員又は職員以外の地方公務員として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けてした退職を除く。）により」と読み替えるものとする。

15 未復員者の勤続期間の計算については、昭和二十八年七月三十一日現在における勤続期間の計算に関する規定の例による。ただし、本邦に帰還後引き続き職員となつた未復員者（第十九条第二項又は職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成〇〇年〇〇県条例第〇〇号。附則第十九項において「条例第〇〇号」という。）（注、平成二十一年三月三十一日総行給第四十五号参照）の規定による改正前の第十三条の規定の適用を受け、引き続き職員以外の地方公務員等となり、さらに引き続き職員となつた者を含む。）又は附則第十項の規定の適用を受ける未復員者の未復員者としての勤続期間（未復員者としての勤続期間に引き続き未復員者以外の職員又は職員以外の地方公務員等としての昭和二十八年七月三十一日以前における勤続期間を含む。）の計算については、未復員者以外の職員の例による。

16 この条例の適用を受ける職員であつて、昭和二十年九月二日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦、樺太、千島、北緯三十八度以北の朝鮮、関東州、満州又は中国本土の地域内において生存していたと認められる資料があり、且つ、本邦に帰還していないもの（自己の意思により帰還しないものと認められる者及び昭和二十年九月二日以後において、本邦にあつた者を除く。）が恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）又は退隠料条例の一部を改正する条例（昭和〇〇年〇〇県条例第〇〇号）の規定

によつて退職したものとみなされたとき、又は昭和二十八年八月一日以後死亡が確認されたときは、その者がその退職の日又は死亡の確認の日に退職したものとみなし、その者が昭和二十年八月十五日において受けていた給料月額（その額が別表上欄に掲げる額のいずれにも該当しない場合には、その額の直近上位の額とする。）に対応する別表下欄に掲げる新給料月額を計算の基礎とした第四条の規定による退職手当（その退職の日が昭和二十八年七月三十一日以前の日であるときは、附則第二項の規定により従前の例によることとされる旧退職手当条例第 条の規定による退職手当）を支給する。

17 前項の場合において、恩給法の一部を改正する法律又は退職料条例の一部を改正する条例の規定により退職したものとみなされたとき支給されることとなる退職手当は、職員の家族で本邦に居住しているものから請求があつたときは、その家族に支給することができる。

18 第二条の二第一項から第三項までの規定は、前項に規定する家族の範囲及び順位について準用する。この場合において、同条中「遺族」とあるのは「家族」と、「死亡当時」とあるのは「退職当時」と、「主としてその収入によつて生計を維持していた」とあるのは「職員が帰還しているとすれば主としてその収入によつて生計を維持していると認められる」と読み替えるものとする。

19 附則第十六の規定は、同項に規定する職員が本邦に帰還後引き続き職員として在職し、若しくは引き続き職員となつて在職する場合又は第十九条第二項若しくは条例第□□号の規定による改正前の第十三条の規定の適用を受け、引き続き職員以外の地方公務員等となつて在職する場合において、恩給法の一部を改正する法律附則第三十条第一項第一号及び第二号に掲げる者又は退隠料条例の一部を改正する条例第〇〇条第〇〇項第一号及び第二号に掲げる者については適用がなかつたものとみなし、恩給法の一部を改正する法律附則第三十条第一項第三号に掲げる者又は退隠料条例の一部を改正する条例第〇〇条第〇〇項第三号に掲げる者については適用しないものとする。ただし、附則第十六項の規定により支給された退職手当は返還することを要しないものとし、当該退職手当の計算の基礎となつた在職期間は、その者の引き続きした在职期間には含まないものとする。

20 昭和二十八年八月一日以後に死亡した職員については、死亡賜金、死亡一時金その他これに類するものは、支給しない。

21 昭和六十年四月一日に現に在職する職員で旧専売公社又は旧電信電話公社の職員としての在職期間（以下この項において「旧公社の職員としての在職期間」という。）を有するものの退職手当の算定の基礎と

なる勤続期間の計算については、その者の旧公社の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。

22 昭和六十年三月三十一日に旧専売公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本たばこ産業株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員として在職した後職員となつた場合又は同日に旧電信電話公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本電信電話株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本電信電話株式会社の職員として在職した後職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までのたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四条及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第五条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法第二条第二項に規定する職員としての引き続いた在職期間及び昭和六十年四月一日以後の日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

23 昭和六十二年四月一日に現に在職する職員で旧日本国有鉄道の職員としての在職期間を有するものの退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧日本国有鉄道の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。

24 昭和六十二年三月三十一日に旧日本国有鉄道の職員として在職する者が、引き続いて日本国有鉄道改革法第十一条第二項に規定する承継法人であつて同条第一項の規定により運輸大臣が指定する法人以外のもの又は同法第十五条に規定する日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第三十六号）附則第二条の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団（以下この項において「承継法人等」という。）の職員となり、かつ、引き続き承継法人等の職員として在職した後引き続いて職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までの旧日本国有鉄道の職員としての在職期間及び昭和六十二年四月一日以後の承継法人等の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が承継法人等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

25 当分の間、三十五年以下の期間勤続して退職した者（条例第〇〇号（注、昭和四十八年五月二十八日自

治給第三十一号参照) 附則第五項の規定に該当する者を除く。) に対する退職手当の基本額は、第三条から第五条の三までの規定により計算した額にそれぞれ百分の八十三・七を乗じて得た額とする。この場合において、第六条の五第一項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第二十五項」とする。

26 当分の間、三十六年以上四十二年以下の期間勤続して退職した者(条例第〇〇号附則第六項の規定に該当する者を除く。) で第三条第一項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第五条の二の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

27 当分の間、三十五年を超える期間勤続して退職した者(条例第〇〇号附則第七項の規定に該当する者を除く。) で第五条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を三十五年として附則第二十五項の規定の例により計算して得られる額とする。

28 平成十年十月二十一日に日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第二条の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団(以下「旧事業団」という。) の職員として在職する者(同法附則第十条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法等施行法(昭和六十一年法律第九十三号)第三十六条第一項の規定の適用を受けた者に限る。) が、引き続いて独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(

平成十四年法律第八十号) 附則第二条第一項の規定による解散前の日本鉄道建設公団(以下「旧公団」という。)の職員となり、かつ、引き続き旧公団の職員として在職した後引き続き職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧日本国有鉄道の職員としての在職期間、旧事業団の職員としての在職期間及び旧公団の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が旧事業団又は旧公団を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りではない。

29 平成十六年三月三十一日に国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号) 附則別表第一の上欄に掲げる機関(以下「旧機関」という。)の職員として在職する者が、同法附則第四条の規定により引き続き国立大学法人等(同法第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。)の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員として在職した後引き続き職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受け

ているときは、この限りでない。

30 旧機関の職員が、第七条第五項に規定する事由によつて引き続いて職員となり、かつ、引き続いて職員として在職した後引き続き国立大学法人等の職員となつた場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準（国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第五十条の十第二項に規定する基準をいう。）により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、人事委員会規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

31 退職した者の基礎在職期間中に給料月額減額改定（平成十八年三月三十一日以前に行われた給料月額減額改定で人事委員会が定めるものを除く。）によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の給料月額が減額前の給料月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする条例の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による給料月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第六条の五第二項に規定する職員の給与に関する条例の規定による給料表が適用される職員に係る基本給月額に含まれる給料の月額及び同項に規定するその他の職員に係る基本給月

額に含まれる給料月額に相当するものとして人事委員会規則で定めるものについては、この限りでない。

32 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となつた職員（以下この項において「行方不明職員」という。）の生死が三月間分からない場合又は行方不明職員の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からない場合には、この条例の規定の適用については、同日に、当該行方不明職員は、死亡したものと推定する。

33 平成三十四年三月三十一日以前に退職した職員に対する第十条第十項の規定の適用については、同項中「第二十八条まで」とあるのは「第二十八条まで及び附則第五条」と、同項第二号中「ロ 雇用保険法第二十二條第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四條の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは

「ロ 雇用保険法第二十二條第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四條の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、

かつ、知事が同項に規定するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの（イに掲げる者を除く。）

ハ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第五条第一項に規定する地域内に居住し、かつ、知事が同法第二十四条の二第一項に規定する指導基準に照らして再就職を促進する指導基準に照らして再就職を促進するため必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とする。

別表

昭和二十年八月十五日現在の給料月額	新給料月額
四〇円	六、〇〇〇円
四五	六、二〇〇
五〇	六、六五〇
五五	七、一五〇
六五	七、六五〇

二二〇	二〇五	一九〇	一七五	一六〇	一四五	一三五	一二五	一一五	一〇五	九五	八五	七五
一八、五〇〇	一七、八〇〇	一六、四〇〇	一五、八〇〇	一四、六〇〇	一三、四〇〇	一二、四五〇	一一、五五〇	一〇、六五〇	九、八五〇	九、二五〇	八、六五〇	八、一五〇

五二〇	四八〇	四四〇	四〇〇	三六〇	三二〇	三〇〇	二八〇	二六〇	二四〇
四四、八〇〇	三八、八〇〇	三四、五〇〇	三一、九〇〇	二九、五〇〇	二七、三〇〇	二五、一〇〇	二三、三〇〇	二一、六〇〇	二〇、〇〇〇

附 則（昭和四十八年五月二十八日自治給第三十一号）

5 適用日に在職する職員（適用日に改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第
七条の四第一項に規定する公庫等職員（以下「指定法人職員」という。）として在職する者のうち、適用

日前に職員から引き続き指定法人職員となつた者又は適用日に職員以外の地方公務員等として在職する者で、指定法人職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後引き続き職員となつたものを含む。

次項及び附則第七項において同じ。)のうち、適用日以後に新条例第三条から第五条までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が三十五年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、新条例第三条から第五条の三までの規定により計算した額にそれぞれ百分の八十三・七を乗じて得た額とする。

6 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第三条第一項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が三十六年以上四十二年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項又は新条例第五条の二の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

7 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第五条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が三十五年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を三十五年として附則第五項の規定の例により計算して得られる額とする。

附 則 (平成十五年六月六日総行給第四百十七号)

4 当分の間、四十二年を超える期間勤続して退職した者で職員の退職手当に関する条例第三条第一項の規

定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第五條の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を三十五年として同条例附則第二十五項の規定の例により計算して得られる額とする。

附 則（平成十八年一月十八日総行給第五号）

第二条 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）

以後に退職することによりこの条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。

）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において

、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第三条から第五条の二まで、第六条及び附則第二十五項から第二十七項まで、附則第七條の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和〇〇年〇〇県条例第〇号。以下この条及び次条において「条例第〇号」という。）（注、昭和三十七年九月二十九日自治丙公発第二十号参照）附則第六項の規定、附則第八條の規定による改正前の職員の退職手当に

関する条例の一部を改正する条例（昭和△△年○○県条例第△号。以下この条及び次条において「条例第△号」という。）（注、昭和四十八年五月二十八日自治給第三十一号参照）附則第五項から第八項まで並びに附則第九条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成□□年○
○県条例第□号。以下この条及び次条において「条例第□号」という。）（注、平成十五年六月六日総行給第四百七十七号参照）附則第四項の規定により計算した額（当該勤続期間が四十三年又は四十四年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあつては、その者が旧条例第五条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を三十五年として旧条例附則第二十五項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ百分の八十三・七（当該勤続期間が二十年以上の者（四十二年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び三十七年以上四十二年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。）にあつては、百四分の八十三・七）を乗じて得た額が、新条例第二条の四から第五条の三まで及び第六条から第六条の五まで並びに附則第二十五項から第二十七項まで、附則第四条、附則第五条、附則第七条の規定による改正後の条例第○号附則第六項、附則第八条の規定による改正後の条例第△号附則第五項から

第八項まで並びに条例第□号附則第四項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

2 職員のうち新条例第七条第五項及び第六項並びに第八条第一項から第三項までの規定により新条例第五条の二第二項第二号から第十九号までの規定に規定する期間が新条例第七条第一項に規定する職員としての引き続きいた在職期間に含まれる者であつて、施行日の前日が当該職員の職員としての引き続きいた在職期間に含まれる期間に含まれるものが新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「退職したものとし」とあるのは「職員として退職したものとし」と、「勤続期間」とあるのは「勤続期間として取り扱われるべき期間」と、「給料月額」とあるのは「給料月額に相当する額として人事委員会規則で定める額とする」。

第五条 新条例第六条の四の規定により退職手当の調整額を計算する場合において、基礎在職期間の初日が平成八年四月一日前である者に対する同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二項	第一項	読み替える規定
基礎在職期間	その者の基礎在職期間（	読み替えられる字句
平成八年四月一日以後の基礎在職期間	平成八年四月一日以後のその者の基礎在職期間（	読み替える字句